

議第44号

三島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

三島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年三島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

12,400円	13,300円	14,200円
10,600円	11,500円	12,400円
8,800円	9,700円	10,600円

を

「

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

に改め、同表備考1中

」

「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三島市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた三島市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の三島市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

令和2年4月30日提出

三島市長 豊岡 武士